

第912回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成30年11月19日（月）午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長，伊藤委員，齋藤委員，千木良委員，小室委員，小川委員

4 説明のため出席した者

高橋教育次長，松本教育次長，布田総務課長，佐々木教育企画室長，佐藤福利課長，中村教職員課長，奥山義務教育課長，伊藤高校教育課長，目黒特別支援教育課長，相馬施設整備課長，三浦スポーツ健康課長補佐，小野寺生涯学習課長，須田技術参事兼文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第911回教育委員会会議録の承認について

高橋教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第912回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

高橋教育長 齋藤委員及び小室委員を指名する。
本日の議事日程は，配付資料のとおり。

8 教育長報告

(1) 第3期県立高校将来構想答申について

(説明者：高橋教育次長)

「第3期県立高校将来構想答申について」御説明申し上げる。資料は，1ページから2ページと別紙及び別冊である。次期県立高校将来構想については，7月に答申中間案の概要について御報告しているところであるが，このたび，県立高等学校将来構想審議会から答申をいただいたので，その内容について改めて御説明申し上げます。

はじめに，資料1ページの「第3期県立高校将来構想答申について」を御覧願いたい。まず，「1 次期県立高校将来構想について」であるが，本県では，これまで「県立高校将来構想」及び「新県立高校将来構想」に基づき，魅力ある高校づくりを目指して様々な高校教育改革に取り組んできた。しかしながら，社会情勢の変化等に対応するため，次期将来構想を2年前倒しして策定することとし，昨年7月に有識者等で構成する「県立高等学校将来構想審議会」に諮問し検討を進めてきたところである。今年6月に答申中間案を公表した後，パブリックコメントや地区別意見聴取会を実施し，いただいた御意見等を踏まえ，答申に向けて審議を重ねてきた。一定の方向性がまとまった今月2日の審議会をもって審議を終了し，16日に答申を受けたところである。

「2 検討の経過」に記載のあるとおり，昨年7月以降今年11月まで7回の審議会を開催した。この間，昨年9月から10月にかけては，「県立高校に関する調査」や県内企業訪問調査を実施し構想策定の参考としている。また，今年6月から7月にかけて実施した答申中間案に関するパブリックコメントや県内7地区における地区別意見聴取会では，県民の皆様から多くの貴重な御意見をいただき，答申に反映させているところである。

次に，資料2ページの「3 答申中間案からの主な修正点」であるが，まず，「①パブリックコメント及び地区別意見聴取会の意見による修正」の1点目，「18歳成人に関する事項を入れるべき。」との御意見に対し，選挙権年齢や成年年齢の引下げに関する記述を追加している。また，2点目であるが，部活動に関して，「専門的で，スポーツ科学の視点を活かした取組や外部指導者の導入等に期待する。」との御意見に対しては，

適切で効果的な指導の推進に、「科学的な根拠に基づいた」という視点を追加している。3点目であるが、高校と他機関との連携において、「NPOという文言を加えてほしい。」との御意見をいただいたことから、連携先をより明確にする趣旨から、地域や企業等との連携に「NPO」を追加している。

次に、「②審議会委員意見による修正」の1点目であるが、志教育の記述について、「全人教育の観点から強く書き込んでもよいのではないか。」という御意見に対しては、小・中・高等学校・特別支援学校の全時期を通じた志教育の趣旨を明確にするための記述を追加している。また、2点目として、防災教育に関して、「震災の経験を後世に伝える取組や人材を育成することなども加えてはどうか。」との御意見をいただいた。本県ならではの防災教育に対する視点を明確にするため、「防災教育・安全教育の推進」としていた項目のタイトルを「防災教育の推進」と修正するとともに、県全体で推進する防災教育に多賀城高校災害科学科で取り組んでいる内容を加え、人材育成に関する記述を拡充している。3点目の他機関との連携に関する「チーム学校の記述に意識改革の観点を加えて書いてはどうか。」との御意見に対しては、他機関との連携の趣旨を明確にするため、取組内容について整理して本文に追加するとともに、チーム学校について、多様な専門性や経験を有する外部人材との連携の視点を追加しているところである。

次に「4 答申の主なポイント」であるが、1点目として、これまでの構想にはなかった「本県高校教育の目指す姿」を初めて明示し、人づくりと学校づくりの観点から、それぞれ方向性を掲げている。2点目及び3点目になるが、「目指す人づくりの方向性」及び「目指す学校づくりの方向性」に対応した今後10年間の高校教育改革の取組をそれぞれ整理している。「目指す人づくりの方向性」では、「志教育の更なる推進」や「基礎・基本の徹底と発展的な学習の推進」などについて記載するとともに、「目指す学校づくりの方向性」では、学びの多様化への対応として、学び直しをはじめとした様々なニーズに応える新たなタイプの学校の設置の検討や、特別な支援を必要とする生徒への対応について記載している。4点目になるが、「少子化の中での高校の在り方」では、学校配置の基本的な考え方を示すとともに、適正な学校規模について、現構想では記載していないが、活力ある教育環境を確保するためには一定の学校規模が必要であるとの認識に立ち、4～8学級を目安とすることを記載している。5点目になるが、「魅力ある学校づくり」として、専門性の高い特徴的な教育を行う学科における学級規模・募集方法等の特例について検討すること、また、5年間を単位とした再編整備計画を策定し、取組を着実に実施することなどを記載している。

第3期県立高校将来構想答申の内容について1枚にまとめたものがA3版の別紙「第3期県立高校将来構想答申の概要」になる。別冊の「第3期県立高校将来構想答申」と合わせて後ほど御覧願いたい。

なお、いただいた答申を踏まえて、現在、年度内の構想策定に向けての検討を進めている。

本件については、以上である。

(質 疑)

高橋教育長

この答申は、今後10年間の本県の高校の在り方を示すものである。資料にあるとおり、パブリックコメントや意見聴取会あるいは審議会等から出された意見を踏まえて、答申中間案に一部修正を加えたものである。教育委員会としては、この答申に沿って構想を策定することになる。

(2) 旧宮城県教育研修センター跡地等利活用検討委員会について

(説明者：高橋教育次長)

「旧宮城県教育研修センター跡地等利活用検討委員会について」御説明申し上げる。資料は、3ページから6ページである。はじめに、資料3ページを御覧願いたい。

今回、旧宮城県教育研修センター跡地等利活用検討委員会を設置した趣旨であるが、同センターは、宮城教育大学の奥に位置し、公道に接していない土地であることから、これまで宮教大学をはじめとし、その活用方法について相談してきたところであるが、結論が出ないことから改めて有識者も入れて利活用の方法について検討するため、「1 旧宮城県教育研修センター跡地等利活用検討委員会設置について」に記載のように検討委員会を今般設置することとした。本検討委員会については、委員長に宮城県教育委員会教育長の指名する者として、東北大学加齢医学研究所の川島隆太所長のほか、2名の外部委員と高橋教育次長、関係各課室長を構成員とし、今年度中に3回の開催を予定している。外部委員の知見をお借りしながら、県の喫緊

の教育課題の解決に向けた利活用方法等について、検討していきたいと考えている。

なお、同センターの所在地及び概要等については、「2 旧宮城県教育研修センターについて」に記載のとおりである。地図等については5ページを御覧願いたい。それから、現在の概要は6ページに掲載のとおり、このような形で残っている。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員 資料3ページの2(5)「建物の現状」に耐震工事がまだ実施されていないと記載されている。この検討委員会では、この建物をそのまま活用する、あるいは活用しないことも視野に入れながら検討するという理解でよいか。

教 職 員 課 長 委員御指摘のとおりであり、この検討委員会では活用方法を広く検討していくものであり、改修する場合は建て直すことも含めて検討していくことになる。

齋 藤 委 員 東日本大震災の時にこの建物に勤務したことがあり、その際に建物の老朽化が進んでいたことを、今改めて思い出した。この建物については、道路から離れている点について非常に不便であるが、学んだり色々なことを考える上では、環境として悪いところではないといつも思いながら過ごしていた。ぜひ良い形で活用が決まることを望んでいる。

高 橋 教 育 長 齋藤委員から、この建物は教育を受ける立場からしても環境的に良いと思うので、ぜひ良い活用を望んでいるとの御意見があった。そうした御意見も踏まえて、検討委員会において有識者の方にも入っていただき、色々な活用策を考えていただきたい。

(3) 職員の交通事故に係る和解について

(説明者：松本教育次長)

「職員の交通事故に係る和解について」御説明申し上げます。資料は、7ページである。

事故の概要としては、今年8月23日、本吉響高校の職員が気仙沼向洋高等学校仮設校舎敷地内で公用車を後進させた際、駐車中の車両に接触し、同車両を損傷したものである。

なお、この事故による人的損害はなかった。和解の内容については、この事故は職員の不注意により発生したものであり、相手方の過失は認められないことから、相手方の損害額の全額である26万560円を県が相手方に支払うこととして、このたび和解が成立したものである。この和解については、地方自治法第180条第1項の規定により、10月22日に知事による専決処分が行われ、11月定例県議会において、当該専決処分の報告がなされることになっている。安全運転の励行については、これまでも職員に徹底してきたところであるが、今後あらためて一層の注意喚起に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑)

質疑なし

(4) 県立高校における生徒の自死について

(説明者：松本教育次長)

「県立高校における生徒の自死について」御説明申し上げます。資料は8ページである。

県工業高校で学ぶ将来のある大切な生徒が亡くなったことは極めて残念であり、御冥福を心からお祈りする。また、かけがえのない御子息を亡くされた御遺族の皆様に、心からお悔やみ申し上げます。今回の事案に関しては、御遺族から、平成30年10月31日に、第三者委員会による調査の実施等、資料に記載のような要望書が知事と教育長に提出されたところである。

これまでの経過等を資料8ページの「2」に記載している。生徒が亡くなった8月21日以降、学年主任と担任が自宅を弔問し、その後、クラスの生徒と部活動の生徒等、関係した生徒に亡くなったことを学校から伝えた。24日と25日には、それぞれ通夜と葬儀が行われ、関係教員と生徒が参列している。その後、9月2日に、父親が学校へ荷物を取りに来た際には、担任が対応した。県教育委員会では、この間、学校からの報告を受けながら、対応してきた。学校では、いじめのアンケート等に記載がなく、原因については、

いじめなど学校生活に起因するものがあるとは認識していなかった。県教育委員会としても、初動段階の背景調査の実施等に関して、文部科学省が示した指針に沿っておらず、この点について、学校への指導の不十分さと合わせて、大変反省している。要望書が提出された当日の夜に、教育長が御自宅を訪問し、弔意を表すとともに、県教育委員会として御遺族への対応が遅れたことをお詫びし、今後、御遺族の思いに寄り添って取り組んでいくことをお伝えした。また、翌日には、文部科学省を訪問し、国が示した指針に沿った対応をしていなかったことも含め、今回の事案について報告し、指導を受けたところである。その後、現在まで、担当課において、御家庭を訪問し、御遺族と今後の進め方や調査の内容等について相談しながら、第三者委員会の設置に向けて準備を進めているところである。併せて、先週から、教員等約90名への聴き取り調査を行っている。

今後の対応を「3」に記載しているが、県教育委員会としての調査とは別に、検証の進め方等については、これから設置する第三者委員会において具体的に決定されるべきものと考えており、県教育委員会としては、真摯に取り組んでいきたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員

本件については、私だけではなく他の委員の皆様も同様の思いだと思います。今、説明があったとおり御遺族のお気持ちを真摯に受けとめて、しっかりと検証を進めていただきたい。

高 橋 教 育 長

私としても、要望書が提出された当日に御自宅を訪問してお悔やみを申し上げ、教育委員会としての対応に至らないことがあったことをお詫び申し上げてきた。何よりも、御子息を亡くされた御遺族の気持ちになって、今後しっかりと対応していかなければならないと考えている。今、伊藤委員から御意見があったとおり、御遺族の思いに寄り添った対応に十分心がけながら取り組んでいきたいと思うので、よろしく願います。

9 専決処分報告

(1) 第366回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：高橋教育次長)

「第366回宮城県議会議案に対する意見について」御説明申し上げます。資料は、1ページから4ページである。はじめに、資料2ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、11月7日付けで知事から意見を求められたので、まずは、その内容について御説明申し上げます。「予算議案」であるが、資料3ページの「第366回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。「債務負担行為」であるが、宮城県ライフル射撃場及び宮城県婦人会館の指定管理者への指定管理料のほか、県美術館の企画展及び常設展の開催に係る委託業務などについて、それぞれ、必要な期間及び限度額を措置するものである。

次に、資料4ページの「第366回宮城県議会提出予算外議案の概要」を御覧願いたい。条例外議案であるが、議第258号及び259号議案「指定管理者の指定について」は宮城県ライフル射撃場及び宮城県婦人会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするものである。

以上 知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この照会については、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、11月12日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

本件については、以上である。

(質 疑)

質疑なし

10 課長報告等

(1) 平成31年度(平成30年度実施)宮城県公立学校教員採用候補者選考の結果について

(説明者：教職員課長)

「平成31年度（平成30年度実施）宮城県公立学校教員採用候補者選考の結果について」御説明申し上げます。資料は、1ページから2ページとなる。はじめに、資料1ページを御覧願いたい。

第1次選考を7月に実施し、第2次選考を9月6日～8日及び13日～15日の6日間、実技試験を含め、宮城県総合教育センターと宮城県名取北高等学校を会場とし実施した。今年度の選考試験の特徴としては、宮城県が単独で採用選考を行い2年目となる中で、資料の2に示す採用枠の拡大や第2次選考において集団討議を導入し選考を行った。第1次選考において基礎的な能力を評価した上で、第2次選考において人物重視の採用選考を行った結果、今年度は337名を名簿登載者とし、宮城県として求める優秀な人材を採用できたと考えている。

なお、資料には昨年と一昨年の名簿登載者数を参考として示している。名簿登載者の中には、他県現職者の割合は5.6%で、前年度比2.1ポイント減となっており、教職経験者特別選考の割合は22.0%で、前年度比2.9ポイント減となっており、新卒者も含めバランスのとれた人材の採用ができたと考えている。

なお、大学院進学・在籍者の名簿登載猶予予定者については資料のとおりとなっている。今後の取組としては、宮城県の教職員を目指す方への一助として、イメージPR動画ならびに職員からのメッセージ動画等を教職員課ホームページより配信し、志願者の志を高めるとともに、来年度の出願者の確保につなげていきたいと考えている。また、来年度の採用選考の説明会を12月8日・9日に宮城と東京で行うとともに、平成31年度4月採用予定者向けの情報交換会を12月27日、宮城県総合教育センターで実施する予定としている。今後とも人物重視での採用選考となるよう、改善に努めていく。

本件については、以上である。

（ 質 疑 ）

伊 藤 委 員 今、教職員課長から説明があったとおり、人物重視することは非常に大事である。また、今年度から第2次選考で集団討議を導入したとのことであったが、教員にとっても他者とのコミュニケーションは非常に大切なことである。集団討議はどのような形で実施したのか伺いたい。

教 職 員 課 長 集団討議については、大きく2種類を実施した。一つは教育課題についての議論であり、もう一つは社会・時事問題に関する議論の2種類の構成で実施した。それぞれ5名から7名程度のグループに分かれて受験者同士の議論を実施した。また司会や役割分担も受験者の中から決めていただき、相互にコミュニケーションを取る中で議論していただいた。

伊 藤 委 員 集団討議では、受験生の全員が発言の機会があったという理解でよいか。

教 職 員 課 長 それぞれのグループ内で進行に従って実施しているので、基本的には一人一回以上は発言していると思う。

小 川 委 員 同じく、第2次選考のコミュニケーション能力評価の点について質問する。模擬授業を廃止して新たな能力評価の指標により選考することは、非常によい取組だと思う。コミュニケーションとは一般的な概念であることから、教員に求められるコミュニケーションをどのように考えているのか。例えば、話をしたり聞くことも大事だと思うし、授業する上でのコミュニケーションも大事であると思うが、私は何よりも生徒と信頼関係を結ぶコミュニケーションが大事だと思う。そのことが選考の場で十分に見て取れるのかということについて疑問を持った。信頼関係においては、話すだけではなく聞くことにより相手の気持ちを理解し、共感能力が求められることが一番大事だと思う。そういった意味でも、十分に評価できるのか疑問に思った。

教 職 員 課 長 委員御指摘のとおり、この取組は今年度から初めて導入したものであるが、コミュニケーション能力を測る目的自体は一定程度達成できたと思う。しかし、その中の程度の問題として、他者理解やどういった部分まで踏み込んで評価できるのかについては、今年度の総括も踏まえて次年度以降も改善に努めていきたい。

高 橋 教 育 長 なお一層の改善をよろしく願います。来年春の採用者に対する12月の情報交換会については、意識を高めて4月に備える意味では大変重要なイベントになると思うの

教職員課長 　　で、この内容について若干紹介してほしい。

　　来年4月の採用予定者に対して、教育長からの講話や説明を行うとともに、現在検討中ではあるが教員に対する期待として、PTAの方からのお話も企画している。そうした方々からの期待にも応えられるような教員にもなっていたきたいという意味も込めて、こうした内容の企画も検討中である。

高橋教育長 　　参加者どうしの情報交換などはあるのか。

教職員課長 　　採用予定者同士の情報交換についても予定している。

高橋教育長 　　これについても、毎年見直しをして改善に努めてほしい。

(2) 教科用図書採択地区の一部改正について

(説明者：義務教育課長)

「教科用図書採択地区の一部改正について」御説明申し上げます。資料は、3ページから7ページとなる。はじめに、資料3ページの「1 教科用図書採択地区について」を御覧願いたい。市町村立の小・中学校で使用される教科書の採択の権限は市町村教育委員会にあるが、採択に当たっては、都道府県教育委員会が「市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域」を採択地区として設定している。

なお、法的根拠については「2 教科用図書採択地区の設定について」に記載のとおりである。

次に、「3 教科用図書採択地区変更について」を御覧願いたい。現在、仙台市と県内7圏域の8つの採択地区を設定しているが、今年度から、教育事務所を5か所に再編しており、採択地区について、同様に地域の様々な諸条件を考慮し、教育事務所と同じ地域割にすることが適切と考え、市町村教育委員会の意見を聞いた上で変更した。また、平成29年10月に、南三陸教育事務所を気仙沼教育事務所に名称変更したことにあわせて、採択地区についても同様に名称変更した。

「4 教科用図書採択地区の設定の告示の一部改正の告示」を御覧願いたい。この採択地区及び名称の変更については、平成30年11月6日に宮城県教育委員会告示第14号により改正を行っており、平成31年4月1日から施行になる。なお、資料7ページに変更前及び変更後の教科書採択地区に係る地図を添付しているので参考に願いたい。

「5 その他」であるが、文部科学大臣にはすでに報告している。また、改正された教科用図書採択地区を構成する市町村教育委員会に、採択地区協議会の規約等を変更するよう通知しており、今後は、教科用図書採択が円滑に行われるよう指導・助言していく。

本件については、以上である。

(質 疑) 　　質疑なし

(3) 平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(宮城県分)の結果について

(説明者：義務教育課長)

「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(宮城県分)の結果について」御説明申し上げます。資料は、8ページから14ページまでである。はじめに、資料8ページを御覧願いたい。平成29年度の結果について、文部科学省から公表されたので、本県の児童生徒の状況について、御説明申し上げます。

「4 調査結果の概要」の「(1) 暴力行為」を御覧願いたい。本県において、小学校の暴力行為については、発生件数、発生学校数、加害児童数ともに増加傾向にある。資料9ページの「②形態別発生状況」についてであるが、小学校における暴力行為は一部の学校において特定の児童による対教師、生徒間暴力が増加している。中学校については対人暴力が、高等学校については、対教師暴力の発生件数がやや増加したが、全体では減少している。次に「(2) いじめ」を御覧願いたい。「①いじめ認知件数・解消率・認知校数」であるが、小学校及び特別支援学校における認知件数が増加傾向にある。いずれの校種でも積極的な認知に取り組んでいることが、数字となって現れているものと考えている。解消率については、小・中学校及び特別支援学校で低くなっている。これについては、平成29年3月の文部科学省からの通知で周知され、安易

にいじめが解消したと捉えず、これまで以上に継続的な観察を行っている学校が増えているためと考えている。今後とも、慎重かつ中長期的な視点から解決に取り組んでいくよう促していく。高等学校においては、解消率は高くなっている。

なお、全ての校種において、いじめの認知については、地域的な特徴は認められない。「②いじめの態様」については資料に記載のとおりである。次に、資料10ページの「(3)小・中・高等学校の長期欠席(不登校等)」を御覧願いたい。長期欠席者数のうち、不登校児童生徒は、全ての校種で増加しており、不登校の出現率については、特に中学校で高い水準で推移している。再登校率は、小学校で25.2%、中学校で29.4%、高等学校は35.8%となっている。特に高等学校は、昨年度より7.9ポイント高くなっている。資料にはないが、特に再登校が難しいとされている中学校において、みやぎ子どもの心のケアハウスを設置している市町は、していない市町村と比べ、15ポイント以上高くなっており、取組の成果と認識している。また、高等学校における再登校率が大きく向上したのは、校内における組織的な取組とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部専門家によるきめ細かな支援が効果をもたらしたと認識している。次に、資料12ページ、「③不登校の要因」についてであるが、個人個人に様々な要因があるものと認識している。特に、本県の中学生の「不安の傾向がある」要因をさらに区分すると、「学業の不振」及び「クラブ活動・部活動等への不適応」が全国を上回っている。不登校の要因は、複雑で多様であり、一概には言えないが、小学校においては、不登校児童だけではなく、家庭を含めた支援が、中学校・高等学校においては人間関係を結ぶことや学習への不安といった要素に対する支援の充実が必要であると考え。次に、「(4)高等学校の中途退学」であるが、中途退学率は1.6%で全国は1.3%であった。震災後のピークであった平成23年度の2.0%からは減少傾向にある。

最後に、「5 県教委としての対応」についてである。小学校における暴力行為の発生件数が増加傾向にあることから、暴力行為については学校を支援する心のケア支援員等外部の人材をより効果的に活用するなどして、市町村教育委員会への支援を強化していく。いじめの認知件数については、各学校で積極的な認知に努めているため、全国と比べても高い水準にある。今後も、積極的な早期発見と対応に努めていく。不登校児童生徒数は増加傾向が続いているものの、中学校の再登校率については全国を上回っている。このことについては、学校等の取組に加えて、学校や家庭を外から支える「みやぎ子どもの心のケアハウス」や「児童生徒の心のサポート班」による支援の成果が現れてきているものと考えている。今後も「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を充実させていくとともに、設置している市町村の支援を通して、不登校児童生徒の社会的自立に向けて努めていく。今後は、不登校の未然防止を更に充実させ、「行きたくなる学校づくり」を推進していく。高等学校においては、震災時に小学生だった生徒が入学するなど、小・中学校と連携した心のケアを継続して行っていく必要があると考えている。さらに新入試制度においては、高校の特色として、中学校時の不登校生徒を積極的に受け入れることのできる制度を取り入れ、不登校生徒の支援に当たっていきいたいと考えている。

以上、資料に記載のような方針のもと、取り組みを進めるとともに、本調査結果の分析を更に進め、市町村教育委員会や保健福祉部局等との連携も密にしながら(1)から(5)の重点的な取組と資料に記載のような事業を一層推進し、課題の解決に努めていきたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

齋藤委員

不登校の子供が再登校したり、ケアハウスの設置による子供たちの動きも良い方向に動きがでてきていることは、皆様のご努力の現れであり良いことだと思ひ、今後もこの取組を継続することが必要だと思ひました。明るい方向で動くと、子供たちも良い方向に動くことが少し見えたような気がした。その一方で、小学校での対教師暴力の発生件数は、前年度と比較して大きく増加している。いじめの認知件数であれば認知の仕方での発生件数の増減があると思ひますが、対教師暴力の増加については実際に発生したものを集計した結果だと思ひます。先程の説明では、特定の子供による暴力であるとのことであったが、この暴力件数は、特定の学校において件数が増えているということなのか。

教職員課長

資料8ページの4(1)の①に記載されている表を詳しく見ると、小学校における平

成29年度の発生件数は711件であり、前年度比で268件の増となっている。また、加害児童生徒数は342人となっており、この実人数に対して発生件数が711件であることから、1人が複数件の対象となっている。発生学校数は103校であり、前年度比で19校の増加となっているが、学校数、加害児童数は余り増えてはいない。こうしたことから、特定の学校で特定の子供が複数件の対教師暴力を起こしていることが分かる。ただし、これについては低学年児童が、ちょっと注意されたことに対して抑制できずに、つい手や足を出してしまい結果的に暴力行為となった件数であり、こうしたことが小学校で発生していることは事実である。

齋藤委員

そうした児童の担任をしている先生は、如何に幼い子供であろうともそうした行動を起こされた時は、やはり精神的にも結構辛いものがあったのではないかと想像する。そうした行動を繰り返す児童は、幼いためとか、気持を押さえ切れないといった捉え方のみで十分なのか疑問に思った。以前、特別支援学校に関わっていた時に、普通学校の担任の先生方の相談を受けていた際に、ある程度の障害や発達の未熟さであったり、ある程度のケアや適切な対応をすれば収まる行動であったが、そのことをよく把握できずに繰り返していたという事例を拝見したことがあった。その時は、その担任の先生が憔悴しきっていて、とても気の毒だと思った覚えがある。こうした行動を繰り返す児童に対しての対応については学校で適切に行っていると思うが、あまりにも繰り返す数が多いということは収まっていないと想像したことから、担当の先生の苦労なども考えながら、ぜひ適切な対応をしたい。

義務教育課長

委員御指摘のとおりであり、各学校における特別支援コーディネーターを中心に、特別支援学校のセンター的機能や市町村の保健福祉部局等と連携をしているところであるが、保護者となかなか意見が合わなかったりしていることも事実である。こうした学校だけでは抱えきれない課題については、さらに支援をしていきたい。

千木良委員

今の話に関連して、そうした事例があった場合に、学校の先生や担任の先生が疲労して一人では抱えきれない場合に、教育委員会として段階的にどのような支援を具体的にするのか伺いたい。

義務教育課長

市町村立の小学校については、学校から相談があれば市町村の保健福祉部局と連携が考えられる。また、県教育委員会としては、マンパワーが必要であれば心のケア支援員を派遣したり、近隣の県立支援学校等がセンター的機能によってアドバイザーを派遣する。さらに、教育事務所にも特別支援担任の指導主事がいるので、関係機関と繋がるよう指導・助言をするなど、人的パワーの派遣や関係機関と接続する支援が主なものである。

千木良委員

小学校1年生や幼児期の子供は学校の先生だけではなく、例えば治療の時にもそうした暴挙を起こす子供がいる。逆に考えると、手を出しても良い相手だと思われると自分は受けとめており、例えばとても怖い男性の先生であれば手も出せないし、何も言わないと思う。そうした子供と色々話を聞いたり、いたずらするところを黙って見ていたり、また親との関係を見ていると、やはり妹や弟が生まれて自分が受け入れてもらえず荒れていて、非常に不安定な状況になっていることがある程度分かって、それを受けとめられれば徐々に過ぎていく。私としては学校の教育とは違ってその治療のために段々適応してもらえば良いので、受け入れる方向性を保ちつつ、その一方で「叩かれたら痛いからそれはいけないよね」と言ったりする。他には特別支援が場合によっては必要ではないかというようなレベルの子供もおり、関係機関と早期に連携したほうが良いと思われるケースも度々経験している。そうしたことも含めて、子供の家庭状況や特別支援、特別な家庭との関係以外の支援が必要なのかを、担任の先生が最初に判断できることが大事であると個人的な経験で思っている。ただし、そこで対応が難しいと思うケースは、一学年一学級の場合もあると思うが、早めに他の先生が気付いてヘルプを出す

など、別の方法で対応していただくと非常に良いと感じていることから、関係機関との連携をお願いしたいと思っている。

高橋教育長 小学校における平成29年度の暴力行為の発生件数である711件のうち、特定の子供が加害行為を行っている学校があると説明があったが、その学校へのサポートは的確かつ速やかに行われているという理解でよいか。

義務教育課長 こちらでも発生状況を把握し、教育事務所を通して学校の支援を行っている。この調査を基に、さらにできることから学校を支援していきたい。

高橋教育長 事務所を通して支援すると説明があったが、例えば保健所や医療機関、福祉関係の機関などとの連携は既に取りっているのか。

義務教育課長 この件については、特別支援教育課や保健福祉部局とも情報を共有しながら連携を取っている。

小室委員 我が家にも小学生の子供がいるが、クラスや他の学年において先生に対しての暴力や生徒同士の暴力が発生している。そうした子供や先生のケアも必要だと思うが、聞いた話では、そのクラスの他の子供たちにとって、そうした子供が先生に暴力を振るったり暴れたりしているのを怖がったり、クラス内がざわついたり、授業が進まなくて授業にならないことがあって、学校に行きたくないという子供が何人かいるとのことであった。そうしたことも、この調査結果で把握することがあるのか。

義務教育課長 クラスの中でこうした子供がいた場合、他の子供たちが不安に思うことはよくあることである。クラスのコミュニケーション作りや、そうした子供の特性の理解なども保護者を含めて行くとともに、そうした子供のケアだけでは収まらないので、クラス全体をカバーしていくようなノウハウを各担任が身に付けていくような研修や支援などを検討していかななくてはならないと思っている。

小室委員 そうしたケアも必要だと思うが、そうした子供による行為が怖いだけでなく、そうした行為に便乗して一緒に行為を行う子供もいるようなので、クラス全体や学年全体でのケアもお願いしたい。

義務教育課長 各学校の実態を把握しながら進めていきたい。

小川委員 これだけの件数が発生しているということは、ケースを積み重ねたとしても、様々なケースがあり、直ぐにこうした処方箋で解決することは個別ケースが非常に複雑だと思うので、はっきりしないと思う。しかし、これだけの数のケースがあるということは、それをしっかり分析して積み重ねていくことにより、何かしらの共通した処方箋としての対応が見えてくるのではないか。また、共通した原因や要因がはっきり見えてくるように感じている。したがって、一つ一つのケースをしっかりと分析して、その蓄積をしていただきたい。個人情報もあるので全てを共有することはできないが、しかる段階で、ここまでのケースについて分析し関係者で共有することにより、要因と適切な対処法についてある程度の知識を共有できるのではないかと思った。

義務教育課長 特に本県では不登校の児童について委員御指摘のような追跡調査を実施しており、結果がまとまりつつある。なぜ・いつの段階で、どのような要因で不登校になったのかを分析しながら、学校の対応でどのような効果が出ているのかを不登校の分野では調査していることから、今後、そうした報告もできると思っている。

高橋教育長 各委員から御指摘があった小学校での暴力行為の対応については、そうした行為により発生する2次被害や3次被害も大きく懸念されることから、何よりもスピーディーな対応が求められることについて教育委員も全員同じ認識だと思う。そうしたスピーディーな対応をするためには、市町村の教育委員会や教育事務所、関係機関が同じベクトルで速やかに対応していくことが求められるので、静観する時間をできるだけ短くして早いタイミングでカバーできるような取組を継続してほしい。

(4) 平成31年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第1回予備調査の結果について

(説明者：高校教育課長)

「平成31年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第1回予備調査の結果について」御説明申し上げます。資料は、15ページから23ページである。はじめに、資料15ページを御覧願いたい。

「1調査目的」、「2調査対象学校数」については、記載のとおりである。「4入学者選抜実施高等学校数・学科数」については、全日制課程では、69校133学科、定時制課程では13校21学科、合わせて74校154学科での実施となる。

次に、「5総括」についてであるが、全日制課程の志願者調査では、募集定員14,520人に対して16,502人が志願しており、平均倍率は1.14倍となった。このうち、前期選抜での出願を志望するものは、募集人数4,770人に対して、8,438人で、志願倍率は1.77倍となり、前年度より0.07ポイントの増加となっている。同じく、定時制課程の調査では、募集定員1,000人に対して、305人が志願しており、志願倍率は0.31倍となった。また、このうち、前期選抜での出願を志望するものは、募集人数300人に対して、121人で、志願倍率は、0.40倍となっている。御覧いただいているように、志願者調査及び前期選抜調査においては、全体的に倍率に大きな変動はみられなかった。

続いて、資料16ページから19ページには、「各高校の入学志願状況」を掲載しているが、これについては、後ほど御覧願いたい。

次に、資料20ページから22ページには、補助資料として、推薦入試最終年度である平成24年度入試と過去4年間の志願倍率等の推移や、今回の調査で志願倍率の高かった学校、平成31年度に学科改編を行う富谷高等学校及び1学級減となる石巻工業高校機械科の志願状況をまとめている。今回の調査は、11月時点における出願動向を把握し、志望校選択や進路指導の参考としてもらうものであるが、今後、1月には、第2回目の予備調査を行い、引き続き、受験生や保護者、関係者への情報提供に努めていく。

本件については、以上である。

(質 疑) ┃ 質疑なし

(5) 平成30年度公立高等学校みやぎ学力状況調査の結果について

(説明者：高校教育課長)

「平成30年度公立高等学校みやぎ学力状況調査の結果について」御説明申し上げます。資料は、24ページと別冊の「みやぎ学力状況調査(分析結果報告書)」の概要版である。はじめに、資料24ページを御覧願いたい。

「1から4」は、実施概要である。7月上旬に通信制を除く、県内すべての公立高等学校の2年生を対象とした国語、数学、英語の3教科の学力状況調査と、1・2年生を対象とした学習状況調査を実施している。学力状況調査については、共通問題のほかに、基礎・基本の定着を確認するA問題と、応用・発展まで幅広く見るB問題を学校ごとに選択して実施している。

「5 学力状況に関する調査結果の課題」を御覧願いたい。国語、数学、英語の3教科とも基礎的・基本的な力の定着に課題が見られ、知識を活用する力や文章を読み取る力が十分でないという結果となった。特に数学と英語については基礎的・基本的な知識の定着が二極化傾向にあると分析されている。調査結果の詳細については、別冊資料を用いて御説明申し上げます。

別冊2ページを御覧願いたい。3教科の概況と、A問題選択者とB問題選択者の共通問題正答率について示している。「図1-1」のグラフを御覧願いたい。各教科ともに二極化の傾向が顕著となっているが、特に数学では、A問題選択者のうち、約半数の生徒の正答率が20%未満に集中している。正答率10%未満の生徒の人数は2,000人を超え、過去5年間で最も多くなっている。小学校・中学校段階での、算数・数学の基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けることができないまま、高校の学習に臨んでいる生徒が多くいると推測される。各高校には、それぞれの生徒の実態に応じて学び直しの時間を設けるなど、義務教育段階の学習内容の定着を図るための工夫を取り入れるよう積極的に働きかけていきたいと考えている。

次に、別冊9ページを御覧願いたい。「図8」と「図9」から学習目標の提示や振り返りが「ほとんどの授業」もしくは「多くの授業」で行われている割合は約5割となり、学習目標の提示や振り返りが行われてい

る授業ほど、特に生徒の授業理解度が高くなる傾向が示されている。

次に、別冊10ページを御覧願いたい。「図12・13」を見ると、授業中に自分の考えを発表したり、ペアや小グループで話し合う時間を設定している割合は昨年度よりも5%以上増加し、授業中に意見発表や話し合いが行われている授業ほど、生徒の授業理解度は高く、学力状況調査の正答率も高いことが分かる。

県教育委員会としては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や学び直しの充実、個に応じた指導の工夫などを促すとともに生徒の学びへの意欲を高め、家庭での学習時間を確保する取組を実施し、学力の向上に努めていく。

別冊16ページを御覧願いたい。「図32・33」にあるとおり、「スマートフォン等の使用時間」が「2時間以上」という生徒が5割を超えており、また、「図36」では、スマートフォン等の使用時間が長くなるに従って、正答率が低下するとの結果が出ているが、使用時間が30分から1時間まででは正答率が高くなっている。これらのことから、スマートフォン等の使用時間については、1日1時間までとし、その後は集中して学習に取り組むなど、明確に使用時間を区切るよう習慣化することが重要であると考えられる。家庭と連携しながら、各学校においてスマートフォン等の適切な使用方法について指導するよう促していく。

最後に、別冊22ページを御覧願いたい。県教育委員会としては、今後もこの調査を継続し、引き続き生徒の実態把握に努め、各学校において生徒の実態を踏まえた具体的な授業改善につながる取組等を推進するよう促していきたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

高橋教育長

学力の二極化という説明があったが、別冊2ページに記載されている図1-1の数学を見ると、「A問題選択者」のうち正答率10%以下が2千人を超えており、一番高い割合が一番左側にある状況となっている。このことは具体的にいうと、どのような問題が解けていないのか。

高校教育課長

数学というよりも算数レベルの問題だと思う。小学校レベルの四則演算の順序であったり、分数などであると理解している。

高橋教育長

そうしたことを十分に理解して使えていない高校生が2千人以上いると理解してよいか。

高校教育課長

データとしては、正答率10%未満の生徒が多く在籍している学校の平成29年度の高校入試における合格者の数学の平均点などを比べると、やはり入学段階からの数学の力が足りなかったと言える。この点の手当については、この学年に限らず行っていかねばならないと考えている。

高橋教育長

社会に出て不自由しないだけの基礎的な力は、数学に限らず高校段階でしっかり身に付けていく必要があると思う。先程も学び直しの話があったが、学校には実態に応じた指導を進めていくよう改めて促してほしい。

千木良委員

A問題とB問題については、各学校において選択し調査していると理解してよいか。

高校教育課長

委員御指摘のとおり、A問題は基礎・基本の問題であり、B問題は応用の問題である。A問題は、進学校以外の学校で選択することが多く、学校長が自分の学校の状況を踏まえて選択している。

千木良委員

基本的な内容を質問するA問題を選んだにも関わらず、高校2年生の時点でこれだけの差が付いてしまうということは、高校入学の時点で最初から学力のケアをする姿勢で望んでいると理解してよいか。それとも、そうしたケアを望んでいるが、結果的にこの時点でテストをすると、基礎的なところもなかなか理解が難しいというような層ができてくるということか。

高校教育課長

図1-1のA問題とB問題については、共通問題の正答率の分布であり、共通問題の中の基本的な問題の正答率となっている。この出題の中身については、高校1年生レベルの問題を問うているところや高校以前の問題を問うているところもある。委員御指摘のとおり、高校入学の段階から既にそうした学力を身に付けていない生徒が見られるの

で、入学と同時に中学校レベルの数学の復習を取り入れていくことが必要であると思っている。

小川委員 細かく分析していけば、中学校の何年生で学ぶべき課題が解けていないのか、また、高校1年生で習得すべき能力の何が身に付いていないのか、さらには小学校の段階でどのような能力が身に付いていないのかなど、もう少し細かく分析できると思う。そうすることにより、その学年でこれを把握していない子供たちが増えているとなれば対応が取れると思う。こうしたことから、もう少し細かく分析し、併せてその原因も探ると良いと思った。

高校教育課長 出題の中身と正答率の分析をしているところもあるが、さらに精査して分析するとともに、このことは高校だけの問題ではないので、中学校でのつまずきというところでも校種を越えて共通認識を図りながら底上げをしたいと思う。

齋藤委員 別冊11ページの図18の家庭学習時間と正答率について、ここ4～5年の傾向として1年生に入学した時の家庭学習の時間が2年生になると激減している。ほとんどしない生徒が3割となっており、遡って見てみるとずっとそうした傾向になっていたことから、こんな状況でも高校の授業についていけてきたのかと改めて思った。高校生の多くが大学等に進学する時代がやってきた。高校生の時にも学び直し、さらに進学しても学び直しすることは良く聞く言葉である。自分で学ぶことを知らない人は、いつまでたっても学ぶことを知らず、仕事に就いても自分で学ぶことは知らない。先生方のご努力は頭が下がる思いであるが、自分で学ぶことは自分で身に付けないと身に付かないということを普段の勤務場所でも学生とよく会話する。3年生に同じ調査をした場合、結果は改善されているのか。家庭学習を全くしない割合が3割というのはどうしたらよいのか、このままにしてよいのかと思ったので質問した。

高校教育課長 1学年主任研修会を高校教育課で開催しているが、毎年、2学年になると勉強時間や家庭学習時間が大きく減ることを10年以上前から言われていた。それに対して、モチベーションを下げさせないでこの勉強時間の減りを少なくした学年は、最終的に進路達成率が上がる。こうしたことから、学校に対していかに生徒達の学びのモチベーションを下げさせないことを促して行かなければならないと思っている。特に2年生の後半になれば、受験や就職など目標が出てくると勉強時間の減少は戻ってくる。1年生の時は中学校からの家庭学習習慣が身に付いていたものが、特に2年生になると大きく落ちることから、いかに下げないかは宮城県全体の課題であると思うので工夫したいと思う。新しい学習指導要領の中で、生徒が自ら考えたり発表したり、協働的に学んだり、身に付いた知識を活用させるような授業は学びのベースになる場所であり、自分で学んでいくことの楽しさを覚えるところであると思うので、こうしたことも合わせてこれから授業づくりに取り組んでいきたいと思う。

高橋教育長 齋藤委員から御指摘のあった家庭学習の問題と、別冊9ページに記載の「授業における学習目標の提示や振り返り」は表裏一体のように思われる。目標の提示や振り返りが無い授業が半分であることから、そうした中で宿題だけを与えても子供たちは何のためにするのかとってしまうので、家庭学習をしなければならないような授業をどのように展開するかが重要だと思う。そうした意味で、研修の在り方自体も、学年主任の研修は1学年で開催しているようであるが、その研修会の中身をどのようにするのか、授業改善のための研修会として従来どおりでよいのか。そうしたことの抜本的な見直しを行わないと、課長の説明にあった10年来同じ課題意識のまま変わらないという状況が今までのやり方のまま次の10年も続くということになる。そうした意味で、今年度、新しい県立高校将来構想も策定することから、その中に示すアクションプランがそうしたものに繋がっていくように、ぜひ具体的な検討を担当課として願います。

1 1 資料（配布のみ）

- （1）教育庁関連情報一覧
- （2）平成31年度高等学校卒業予定者の就職内定状況（10月末現在）
- （3）平成31年度宮城県立特別支援学校の高等部・専攻科入学者選考要項

1 2 次回教育委員会の開催日程について

高橋教育長 〳 次回の定例会は、平成30年12月18日（火）午後1時30分から開会する。

1 3 閉 会 午後2時52分

平成30年12月18日

署名委員

署名委員